

- 2:燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、 ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、鉱さい、がれき類、動物のふん尿、動物の死体、ばいじん、 輸入された廃棄物、上記の産業廃棄物を処分するために処理したもの。
- 3:特別管理産業廃棄物とは、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるもの。
- 資料:環境省「平成30年版 環境白書・環循環型社会白書・生物多様性白書」抜粋